

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

光 市

目 次

光市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険・後期高齢者医療制度	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	2
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	6
9	障 害	6
10	介 護.....	7

光市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	生活安全課交通防犯対策係 (市役所1階9番窓口) TEL 0833-72-1451
---	---

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等支援金	犯罪行為により重傷病を受けた方 又は、亡くなられた方の遺族に支給 します。 ・犯罪被害者等見舞金 最大30万円 ・生活支援助成金 最大30万円	生活安全課交通防犯対策係 (市役所1階9番窓口) TEL 0833-72-1451

3 国民健康保険・後期高齢者医療制度

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高 齢者医療保険制度】	世帯の1か月間の医療費の自己負担 額が、その世帯の自己負担限度額を 超えた場合、申請によりその超えた 分を高額療養費として支給します。 (支給対象者には通知を送付)	市民課国民健康保険係 (市役所1階2番窓口) TEL 0833-72-1426 市民課年金・高齢者医療係 (市役所1階3番窓口) TEL 0833-72-1428
(2) 医療費の一部負 担金の徴収猶予、 減免 【国民健康保険、後期高 齢者医療保険制度】	第三者行為(交通事故、闘争等)を 除く医療費の一部負担金の支払いが 困難となった犯罪被害者等の徴収猶 予や減免の相談に応じます。	市民課国民健康保険係 (市役所1階2番窓口) TEL 0833-72-1426 市民課年金・高齢者医療係 (市役所1階3番窓口) TEL 0833-72-1428

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 国民健康保険税の減免	生活保護を受給した場合など、状況に応じて減免の相談に応じます。	税務課市民税係 (市役所 1階 5番窓口) T E L 0833-72-1439
国民健康保険税の納付相談	国民健康保険税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	税務課収納係 (市役所 1階 4番窓口) T E L 0833-72-1447
後期高齢者医療保険料の減免	保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	市民課年金・高齢者医療係 (市役所 1階 3番窓口) T E L 0833-72-1428

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金等】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合において、亡くなった方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	市民課年金・高齢者医療係 (市役所 1階 3番窓口) T E L 0833-72-1428
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	市民課年金・高齢者医療係 (市役所 1階 3番窓口) T E L 0833-72-1428
(2) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	市民課年金・高齢者医療係 (市役所 1階 3番窓口) T E L 0833-72-1428

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 市税等の減免	生活保護を受給した場合など、状況に応じて減免の相談に応じます。	【市税等の減免】 税務課市民税係 (市役所 1階 5番窓口) T E L 0833-72-1439

	生活保護を受給した場合や、災害で家屋に半壊以上の被害を受けた場合に、減免の相談に応じます。	【固定資産税の減免】 税務課資産税係 (市役所 1階 6番窓口) TEL 0833-72-1435
(2) 市税等の納付相談	市税等の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	【市税等の納付相談】 税務課収納係 (市役所 1階 4番窓口) TEL 0833-72-1447

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課窓口サービス係 (市役所 1階 1番窓口) TEL 0833-72-1421
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課住宅係 (市役所 2階) TEL 0833-72-1566
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	光市生活自立相談支援センター (あいぱーく 2階 光市社会福祉協議会) TEL 0833-74-3025
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉総務課保護係 (あいぱーく 6番窓口) TEL 0833-74-3004

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(5) 上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の納付相談】 水道局料金量水器係 (水道局窓口) T E L 0833-71-0705 【下水道使用料の減免】 下水道課業務係 (市役所 1 階 1 2 番窓口) T E L 0833-72-1473 【下水道使用料納付相談】 下水道課業務係 (市役所 1 階 1 2 番窓口) T E L 0833-72-1473
(6) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	光市消費生活センター (市役所 1 階 9 番窓口) T E L 0833-72-5511
(7) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	光市消費生活センター (市役所 1 階 9 番窓口) T E L 0833-72-5511

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭課家庭相談係 (あいぱーく光 9 番窓口) T E L 0833-74-5910
(2) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	こども家庭課家庭相談係 (あいぱーく光 9 番窓口) T E L 0833-74-5910

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども家庭課家庭相談係 (あいぱーく光⑨窓口) T E L 0833-74-3006
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	こども政策課保育係 (あいぱーく8番窓口) T E L 0833-74-3005
【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども(保育園等に入所していないこども)を保育します。 (利用料は有料です。)	こども政策課保育係 (あいぱーく8番窓口) T E L 0833-74-3005
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	こども政策課こども政策係 (あいぱーく8番窓口) T E L 0833-74-3009
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	こども家庭課家庭相談係 (あいぱーく光9番窓口) T E L 0833-74-5910
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	こども家庭課家庭相談係 (あいぱーく光9番窓口) T E L 0833-74-3006
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	こども家庭課家庭相談係 (あいぱーく光9番窓口) T E L 0833-74-3006
(6) 光市奨学金貸付制度	高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に在学している人を対象に奨学金の貸付を行います。	学校教育課学務係 (教育委員会1階) T E L 0833-74-3602

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	ひかりファミリー・サポート・センター (あいぱーく 8 番窓口) T E L 0833-74-3016

8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	福祉総務課障害福祉係 (あいぱーく 光 2 番窓口) T E L 0833-74-3001
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉総務課障害福祉係 (あいぱーく 光 2 番窓口) T E L 0833-74-3001
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	福祉総務課保護係 (あいぱーく 光 6 番窓口) T E L 0833-74-3004
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢者支援課地域包括支援係 (あいぱーく 光 5 番窓口) T E L 0833-74-3002

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	福祉総務課障害福祉係 (あいぱーく 光 2 番窓口) T E L 0833-74-3001
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	福祉総務課障害福祉係 (あいぱーく 光 2 番窓口) T E L 0833-74-3001

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【介護保険料の減免】 高齢者支援課介護保険係 (あいぱーく光4番窓口) T E L 0833-74-3003</p> <p>【納付相談】 高齢者支援課介護保険係 (あいぱーく光4番窓口) T E L 0833-74-3003</p>
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	<p>高齢者支援課介護保険係 (あいぱーく光4番窓口) T E L 0833-74-3003</p>